

浜中町

ファミリー・サポート・センター
ガイドブック

令和4年度版



浜 中 町

も く じ

- 1 浜中町ファミリー・サポートとは 1 ページ
- 2 会員になるには 1 ページ
 - (1) 会員の種類
 - (2) 登録の方法
 - (3) 登録の変更
 - (4) 事業説明
- 3 援助活動の内容は 2 ページ
- 4 浜中町ファミリー・サポート・センターのしくみ . . . 2 ページ
- 5 援助活動について 3 ページ
 - (1) 援助活動の流れ
 - (2) 利用時間等
- 6 会員の責務について 4 ページ
- 7 会員の資格の喪失等について 4 ページ
- 8 利用料について 4 ページ
- 9 利用料助成について 5 ページ
 - (1) 助成対象者
 - (2) 助成額及び上限
 - (3) 助成の決定及び却下
 - (4) 助成金の返還
- 参考) 利用について 6 ページ
- 10 補償保険について (概要) 7 ページ
 - (1) サービス提供会員傷害保険 7 ページ
 - (2) 賠償責任保険 8 ページ
 - (3) 依頼子供傷害保険 9 ページ

注意事項

- 援助を開始する前に 10 ページ
 - ・ 依頼会員
 - ・ サポート会員
- こんなときはセンターへ連絡 10 ページ
- 安全チェック 11 ページ

1 浜中町ファミリー・サポートとは

ファミリー・サポートとは、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（サポート会員）の相互援助活動です。

たとえば、保護者の方が急用や病気などで困ったとき、少しの間子どもを預かってほしいときなど、ゆとりを持って子育てができるように、育児に関する相互援助を地域で行う、いわば「有償ボランティア」です。

2 会員になるには

(1) 会員の種類

① 依頼会員

浜中町にお住いで育児の支援者がおらず、何らかの援助を受けたい方。
おおむね生後6か月児から小学校就学前までの子どもがいる方が対象です。

② サポート会員

浜中町にお住いの20歳以上の方で、育児の援助を行いたい方。
*祖父母がサポート会員として登録して孫を預かる等はできません。

③ 両方会員

依頼会員とサポート会員を兼ねることができます。

(2) 登録の方法

① 依頼会員

事業説明を受けていただき、事業の趣旨や目的を理解いただいた上で、「浜中町ファミリー・サポート・センター事業会員登録申込書」（別記様式第1号）（以下「申込書」）に必要事項を記入して提出してください。

② サポート会員・両方会員

事業説明・研修会受講後、申込書に必要事項を記入して提出してください。
*会員として登録された方には、「浜中町ファミリー・サポート・センター会員証」（別記様式第2号）を発行します。

(3) 登録の変更

会員の登録事項に変更が生じたときは、浜中町ファミリー・サポート・センター（以下「センター」）に報告してください。

(4) 事業説明

① 事業説明

登録時、センター事業を理解していただくため、すべての会員に説明を行います。

② 研修会

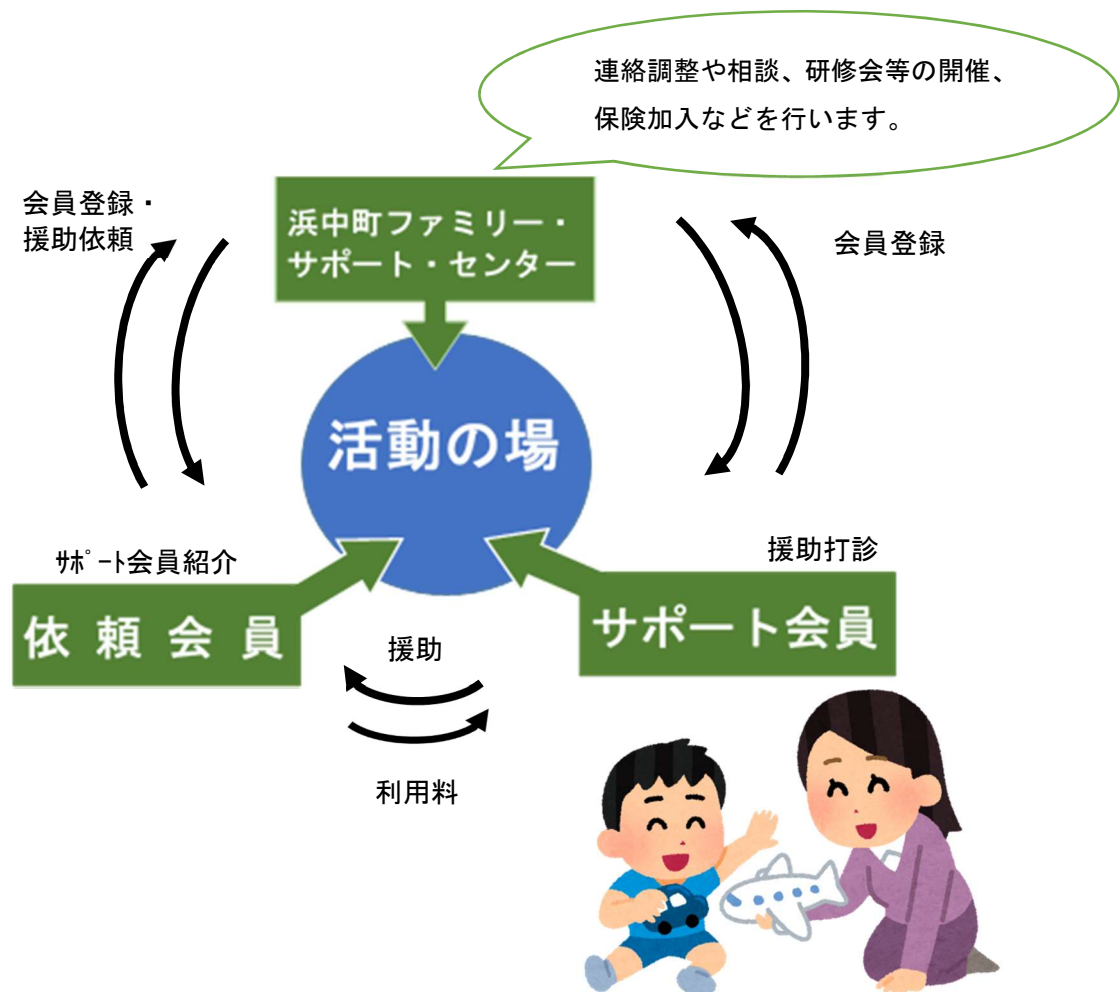
サポート会員・両方会員が安心して援助活動を行えるよう、育児についての知識、技術に関する研修会を開催します。

3 援助活動の内容は

- (1) 短期的な仕事や残業等、保護者の都合により一時的に子どもを預かること。
- (2) 通院、外出等の用事があるときに子どもを預かること。
- (3) 保育所の開始前及び終了後、子どもを預かること。
- (4) 保育所までの送迎を行うこと。
- (5) 上記に掲げるもののほか、会員の育児に関し必要な援助を行うこと。

*援助活動は原則として、サポート会員の自宅で行います。ただし、子どもの安全が確保できる場所で両会員の合意があるときは、この限りではありません。もちろん近所の公園などに連れていき、遊ばせることもできます。

4 浜中町ファミリー・サポート・センターのしくみ



5 援助活動について

(1) 援助活動の流れ

① 会員登録

② 利用申込

依頼会員は、援助を必要とする場合は、平日（月曜日から金曜日）午前8時30分から午後5時00分までに、センター事務局の担当者（アドバイザー）に援助の利用申込みをします。

*センターへ利用申込がない場合は、補償保険は適用されません。

③ 援助の依頼、サポート会員の紹介

アドバイザーは、依頼会員の希望する援助内容や日程等の確認を行い、サポート会員を調整して電話にてご連絡します。ただし、条件によってはサポート会員をご紹介できない場合もあります。

④ 事前打合せ

アドバイザーは、依頼会員とサポート会員に電話で日程調整を行い、依頼会員、サポート会員、アドバイザーで打合せを行います。

2回目以降、同じサポート会員へ援助活動を依頼するときは、事前打合せは必要ありません。

⑤ 援助活動

依頼会員は、必要事項を確認し、サポート会員に子どもを預けます。

⑥ 利用料の支払い

援助活動終了後、サポート会員は依頼会員に子どもを引き渡し、援助活動報告書（別記様式第4号）に活動内容を記入します。依頼会員は、内容を確認し、援助活動報告書に署名し、利用料および子どもの送迎やサポート会員の単独の移動にかかる交通費・実費をその都度支払います。

支払いの遅延等、金銭にかかわることはトラブルのもとになりやすいため、その都度支払うようご注意ください。

(2) 利用時間等

① 利用時間は、月曜から土曜までの午前8時から午後7時までの必要な時間で、依頼会員とサポート会員との話し合いにより決めます。ただし、祝祭日・年末年始（12月31日～1月5日）を除きます。

② 利用時間については、子どもを会員の自宅で預かる場合は、サポート会員が依頼会員から子どもを預かったときから、依頼会員に子どもを引渡したときに援助活動が終了します。ただし、送迎の場合はサポート会員が自宅を出たときから自宅に戻ったときまでとします。

③ 利用時間は、1回の援助活動ごとに計算します。

*保育所へ送迎（同日朝夕）を依頼したときは、活動回数は2回になります。

- ④ 1回の利用時間で30分未満の場合は30分とし、30分以上の場合は1時間とします。

6 会員の責務について

- (1) 援助活動を通じて、お互いに知り得た会員または家族の事情等の個人情報および秘密を漏らさないでください。退会した後もこのことを守ってください。
- (2) 援助活動を通じて、物品等の販売、斡旋又は宗教活動もしくは政治活動等を行わないでください。
- (3) 援助活動中に事故が生じたときは、ただちにセンターへ報告してください。

7 会員の資格の喪失等について

- (1) センターに浜中町ファミリー・サポート・センター退会届（別記様式第3号）を提出したとき。
 - (2) 上記2の(1) 会員の種類の内容を満たさなくなったとき。
 - (3) 会員としてふさわしくない行為があったとき。
- *会員は資格を喪失したときは、会員証を返還してください。

8 利用料について

- (1) 利用料基準額

区分	利用料
月曜から土曜までの午前8時から午後7時 （ただし、祝祭日・年末年始（12月31日～1月5日）を除く）	1人につき30分あたり450円

- ① 依頼会員が複数の子どもを同一のサポート会員に預ける場合、2人目以降は半額になります。ただし、10円未満の端数が出た場合はこれを切り捨てます。
- ② 依頼会員による利用の取消しの場合の利用料は、次のとおりです。
 - i 前日までの取消しの場合は、無料です。
 - ii 当日の取消しの場合は、利用料の半額をサポート会員に支払います。ただし、10円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てます。
 - iii 依頼会員が取消しの連絡を行わなかった場合は、申込みをしていた利用時間の利用料の全額を支払うものとします。
- ③ 食事代（ミルク代を含む。）、おやつ代およびおむつ代等については、依頼会員が実費を支払うものとします。ただし、依頼会員が食事、おやつおよびおむつ等を用意する場合はこの限りではありません。

- (2) 子どもを保育所の送迎又はその他の事情でサポート会員が有する車両により走行した場合の交通費は、1 kmにつき 30 円を支払うものとします。ただし、1 km 未満の場合の交通費は発生しません。また、公共交通機関等を利用した場合には実費を支払うものとします。サポート会員の交通費も同様です。

*センター名での領収書の発行はできません。

*援助活動で支払われた利用料（報酬）は、税制上では雑所得となります。給与所得者は、雑所得が20万円を越えると確定申告（年末調整）の対象となります。援助活動の報酬以外他に所得がない場合は、報酬額から経費を差し引いた額が38万円（基礎控除）を越えないときは、確定申告（年末調整）は必要ありません。詳しくは税務署もしくは税務課におたずねください。

*この事業は、有償ボランティアに類するものですが報酬が発生するため、給与所得者は職場によって「副業」と考え、届出等が必要になる場合もあります。その場合は所属する職場に申し職場の指示に従ってください。

9 利用料助成について

(1) 助成対象者

利用料助成の対象者は、センターの承認を受けた依頼会員です。

(2) 助成額及び上限

① 助成額は、利用料と交通費の合計金額の2分の1（食事代等は除く）。

*その額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とします。

② 助成を受けることができる利用時間は、子ども1人につき月40時間を限度とします。

③ 助成の申請

助成を申請する方は、浜中町ファミリー・サポート・センター事業利用料助成申請書(別記様式第1号)に、援助活動報告書等を添えて、センターに提出してください。助成の申請書は、利用した日の年度中に提出してください。

例えば令和4年3月15日に利用した分の申請書は、同年の3月末日までに提出してください。助成が受けられない場合があります。

(3) 助成の決定及び却下

助成を決定および却下した場合、浜中町ファミリー・サポート・センター事業利用料助成認定・却下通知書(別記様式第2号)により通知します。

(4) 助成金の返還

偽りその他不正の手段により助成の認定を受けたと認めるときは、助成した額の一部又は全部を返還していただきます。

参考) 利用について

こんなときに	保護者の病気、仕事、用事で短時間的に家庭で子どもの保育が難しいときの子どもの預かりや、保育所や習い事への送迎 ※送迎は町内であれば、依頼会員の希望する場所から場所へ可能※
利用可能日	月～金曜日（祝祭日・年末年始を除く） 午前8時～午後7時までの間
利用料金	<ul style="list-style-type: none"> ・1人につき450円／30分 ・きょうだいで、2人目以降の子ども1人につき220円／30分（10円未満切り捨て） ※依頼会員がサポート会員へ支払う※
キャンセル料	<ul style="list-style-type: none"> ・前日まで無料（※キャンセル受付は前日の午後5時まで） ・当日キャンセルは利用料（予定依頼時間分）の半額（10円未満切り捨て） ・連絡なしキャンセルは、利用料（予定依頼時間分）の全額 ※依頼会員がサポート会員へ支払う※
その他必要な料金	<ul style="list-style-type: none"> ・食事代（ミルク代を含む）、おやつ代およびおむつ代等の実費 ・サポート会員の交通費（サポート会員の単独の移動がある場合） ・保育所等への送迎時にかかる交通費 ※交通費は、サポート会員の自家用車を利用する場合、1kmにつき30円で計算。公共交通機関等を利用した場合は実費とする※ ※依頼会員がサポート会員へ支払う※
利用例① 【送迎】	依頼会員が仕事で保育所のお迎えが難しい。代わりに迎えに行って自宅へ送ってきて欲しい⇒依頼・マッチング完了⇒サポート会員が自家用車で自宅から保育所へ行き、子どもを依頼会員宅へ送迎、依頼会員へ引き渡し（利用時間合計45分、サポート会員の自宅～保育所まで14km～依頼会員宅まで14km～自宅まで14km…走行距離合計42km）⇒依頼会員はサポート会員へ利用料支払い（利用料900円+サポート会員単独交通費840円+子ども送り交通費420円=2,160円）、援助活動報告書に両者記入し援助活動完了⇒後日依頼会員が利用料助成申請書等を役場へ提出⇒役場で受理審査決定⇒後日役場より助成金1,080円を依頼会員の指定口座に振り込み。
利用例② 【預かり】	依頼会員が美容室へ行きたいので、3時間子ども2人を預かって欲しい⇒依頼・マッチング完了⇒依頼会員がサポート会員宅へ2人の子どもを預けに行き、援助開始⇒3時間後に依頼会員が子どもを引き取りに来て、援助活動終了。利用料金の支払い（利用時間3時間で子ども2人～2,700円+1,320円のため利用料金計4,020円）、援助活動報告書に両者記入し援助活動完了⇒後日依頼会員が利用料助成申請書等を役場へ提出⇒役場で受理審査決定⇒後日役場より助成金2,010円を依頼会員の指定口座に振り込み。

10 補償保険について（概要）

センターでは、会員の援助活動中の事故に備えて、地域子育て支援補償保険に一括加入しています。

(1) サービス提供会員傷害保険

サポート会員が、保育サービスの提供中や、保育サービスを提供するため自宅と依頼会員宅や保育所等への往復途上（自宅との通常の経路）において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に補償するものです。

保険金の種類	保険金額（補償額）	保険金をお支払いする場合
死亡保険金	350万円 *既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	援助活動中（往復途上も含む）に被った急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合（事故によりただちに死亡した日を含む）。
後遺障害保険金	後遺障害の程度により 350万円～14万円 *死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	援助活動中（往復途上も含む）に被った急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合。
入院保険金 （1日あたり）	2,000円 *180日を限度とします。	援助活動中（往復途上も含む）に被った急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院した場合。
手術保険金	2,000円×10倍 （入院中の手術） 2,000円×5倍 （入院中以外の手術）	援助活動中（往復途上も含む）に被った急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、治療を目的として、所定の手術を受けられた場合。 （事故の日からその日を含めて180日以内の期間に受けた手術に限る。また、1事故に基づく傷害について1回の手術に限る。）
通院保険金 （1日あたり）	2,000円 *右記180日以内の通院に限り、90日を限度とします。	援助活動中（往復途上も含む）に被った急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含む）された場合。

(2) 賠償責任保険

サポート会員が、保育サービスの提供中に、他人（依頼子どもを含む。なお、サポート会員と同居の親族を除く。）の身体または生命を害したり、財物を損壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。また、依頼会員からの預かりに必要な日用品を保険期間中に損壊、紛失または盗取、搾取された場合の、所有物に対する法律上の賠償責任も対象になります。

* 依頼会員の賠償責任保険は当該保険の補償対象となりません。依頼会員が上記内容についての補償を希望する場合は、個別での対応となりますのでご了承願います。

保険金の種類	保険金額（補償額）	保険金をお支払いする場合
施設賠償責任保険	対人・対物合算 1名・1事故 2億円	損害賠償金、賠償責任に関する訴訟費用や弁護士費用等の訴訟費用、求償権の保安・行使等の損害防止軽減費用、緊急措置費用、保険会社の要求に応じるための協力費用。
生産物賠償責任保険	対人・対物合算 1名・1事故・保険期間中 2億円	
初期対応費用	1事故 1,000万円 (うち、身体障害についての見舞金・見舞品購入費用は被災者1名につき1万円限度)	担当者の派遣費用・事故現場の保存費用、事故が他人の身体障害である場合の被害者に支払う見舞金または見舞品の購入費用。
訴訟対応費用 (施設賠償責任保険と生産物賠償責任保険部分で対象となります)	1事故 1,000万円	万一訴訟になった場合、応訴のために必要となる内部的費用。
受託者賠償責任保険	1事故 10万円 保険期間中 50万円	依頼会員から預かった現金および子ども預かりに必要な日用品が損壊・紛失し、または盗取・搾取された場合。



(3) 依頼子供傷害保険

依頼会員の子どもが、保育サービスを受けている間や、保育サービスを受けるため自宅とサポート会員宅や保育所への往復途上（通常経路）において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に、サポート会員の過失の有無にかかわらず保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金額（補償額）	保険金をお支払いする場合
死亡保険金	300万円 *既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた額をお支払いします。	援助活動中（往復途上も含む）に被った急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合（事故によりただちに死亡した日を含む）。
後遺障害保険金	後遺障害の程度により 300万円～12万円 *死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	援助活動中（往復途上も含む）に被った急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合。
入院保険金 （1日あたり）	1,000円 *30日を限度とします。	援助活動中（往復途上も含む）に被った急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院した場合。
手術保険金	1,000円×10倍 （入院中の手術） 1,000円×5倍 （入院中以外の手術）	援助活動中（往復途上も含む）に被った急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、治療を目的として、所定の手術を受けられた場合。 （事故の日からその日を含めて180日以内の期間に受けた手術に限る。また、1事故に基づく傷害について1回の手術に限る。）
通院保険金 （1日あたり）	1,000円 *右記90日を限度とします。	援助活動中（往復途上も含む）に被った急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含む）された場合。

◇◇援助を開始する前に◇◇

依頼会員

- サポート会員との事前打合せをしていますか。
- 援助活動内容をセンターに連絡していますか。
- 子どもの体調、様子はいつもと変わりありませんか。
- 食事（ミルク）、おやつ、おむつは用意していますか。
- センター事務局、サポート会員の電話番号の控えを持ちましたか。

サポート会員

- 依頼会員との事前打合せは済んでいますか。
- 依頼会員の緊急連絡先を知っていますか。
- 危険物（タバコ、ライター、洗剤、刃物、アイロン、ポット等）を子どもの手の届かないところに置いてありますか。
- 会員証を持ちましたか。
- 活動報告書を持ちましたか。

◇◇こんなときはセンターへご連絡ください◇◇

- 援助依頼の申込みをしたいとき。（依頼会員）
- 援助依頼やキャンセルを会員同士のやり取りで決定したとき。（依頼会員）
- 都合により、援助活動ができなくなったとき。（サポート会員）
- 会員状況の変更・退会したいとき。
- 援助活動中にケガをしたり、物を壊してしまったとき。（サポート会員）
- 援助活動についての問い合わせ。
- 万が一、虐待等が疑われたとき。（迷わずセンターに通告・相談してください）
- ◎ センター時間外（土曜や午後5時以降）で、事故や虐待などの緊急時は迷わず110番通報や119番をしてください。

活動の判断で困ったことや、相談事があれば、センターにご連絡ください。

緊急時は、警察：110
消防：119
虐待：189



◇◇安全チェックをしましょう◇◇

- 高いところに注意しましょう。
階段の上り口は柵を置きましょう。ベッド、ベランダ、窓際などには台を置かないようにしましょう。
- やけどに注意しましょう。
熱湯の入ったポット、加湿器、アイロン、ストーブ、ライターなど置き場所に注意しましょう。
- 誤飲誤嚥に注意しましょう。
タバコ、洗剤、薬、小物などの誤飲誤嚥を防ぎましょう。
- 水に注意しましょう。
浴室に入らないようにし、水の汲み置きに注意しましょう。
- ドアに手指・足など、はさまないように注意しましょう。
- ビニール袋、ラップ、ひも、はさみ、カッターなどは手の届かないところに片づけておきましょう。
- 送迎の際は、手をつないで歩きましょう。
- 子どもを車に乗せるときは、チャイルドシートを使いましょう。
- 子どもを一人にして車から離れないようにしましょう。
- 災害等、万一のときに備え、避難道路を確保しておきましょう。



浜中町ファミリー・サポート・センター

問い合わせ先：〒088-1592 浜中町湯沸 445 番地
浜中町役場健康福祉課児童福祉係内
☎62-2207 fax62-2114

依頼連絡先：浜中町社会福祉協議会
浜中町老人福祉・母子健康センター内
☎62-5016 fax62-3049

- * 月曜日から金曜日は午前 8 時 45 分～午後 5 時 00 分まで
- * 土・日・祝日・年末年始はお休みです。